



市長メッセージ

市長 中野正康

ID1068680

自転車 ～より安全に・より便利に～

自転車のルールが変わります！

道路交通法では自転車も、自動車やバイクと同じ「車両」として扱われ、厳格なルールが設けられています。例えば、自転車で歩道を通行すると歩行者とぶつかるおそれがあるため、車道の左側を通行することが原則です。車道の右側通行は「逆走」になり、正面衝突や接触事故につながる危険性があるため違反となります。他にもスマートフォンを使用した「ながら運転」や「傘差し運転」は周囲の状況判断がおろそかになり、事故を起こす危険性が高いことから違反となります。

2026年4月からは、16歳以上の方を対象とした交通反則通告制度が始まります。自転車でも交通違反で、例えば「逆走」で交通反則告知書（通称、青切符）が交付された場合は、反則金6,000円を納付することになります。

より安全に・市もサポート

自転車に乗るときはヘルメットの着用が努力義務となっています。市ではヘルメットの着用調査を行っていますが、直近の調査では着用率が約14%とまだまだ低い状況です。市内の店舗で自転車用ヘルメットを購入した場合に最大2,000円を市が補助していますので、ぜひご利用ください。

来年からの交通反則通告制度の開始に向けて、高校生を対象に、自転車の交通ルールに関する授業の実施やチラシ配布を、一宮警察署と連携して行っています。交通ルールを守るのは「反則金があるから」ではなく、「事故にあわない」「事故を起こさない」「命を守る」ためです。高校生以外の方にも、この制度を機に自転車の交通ルールを再確認していただくため、啓発活動に力を入れていきます。

より自転車を意識した道路空間へ

2017年5月に自転車活用推進法が施行され、市もまちづくりや道路計画において自転車の利用を意識した政策に取り組んできました。

自転車レーン(写真1)の整備や自転車利用ルールの周知・啓発を柱とした「一宮市自転車ネットワーク計画」に、観光・レジャー・健康などの分野の施策を加えた「一宮市自転車活用推進計画」を2019年12月に策定しています。

自転車レーンは、自転車の利用者が特に多いエリア（おおむね一宮駅を中心とした半径約2kmの範囲）の整備を優先的に進めています。整備を実施した区間のうち、検証を行った3路線では自転車関連の事故が発生していないことが確認できており、着実に成果が見え始めています。



写真1

自転車が歩道を通行できるのは、「普通自転車歩道通行可」の標識(写真2)がある場合や、運転者が13歳未満または70歳以上の方、身体の不自由な方である場合、安全を確保するためにやむを得ない場合などに限られています。原則は車道の通行となるため、今後も自転車レーンの整備に取り組んでいきます。

現在、市では自転車活用推進計画の改定に向けた検討作業を進めています。自転車レーンの整備を継続することはもちろん、まちづくりとして公共交通との連携の強化や、木曾川河川敷サイクリングロードのさらなる活用に加え、市営の駐輪場に設置した防犯カメラで盗難を発生しにくくするなど、これからも市民の皆さまが安全・安心に自転車を利用できる環境づくりを目指してまいります。



写真2